

まちなかエリア講演会を開催します

六郷地区のまちなかエリアの活性化に向けて、まちづくりやにぎわい作りの専門家による講演会を開催します。入場無料ですので、皆さま奮ってご参加ください。

会場 ● 名水市場湧太郎 國之響ホール

■講演会①「リノベーションによるまちづくり(仮題)」

まちなかエリアでは、県事業を活用した「動き出す、商店街プロジェクト」を実施しています。六郷地区の旧湯川洋品店をリノベーションし、新しい施設として生まれ変わらせるため、専門家を講師にお招きし公開講演会を開催します。

日時 ● 2月21日(木) 午後5時～午後6時

講師 ● らいおん建築事務所

代表取締役 嶋田洋平 氏

【講師略歴】

建築設計事務所「みかんぐみ」のチーフを経て、2008年にらいおん建築事務所を設立。2012年に北九州家守舎、2017年にセミコロンを設立し、全国さまざまな都市地域で、縮退エリアにおけるエリア再生事業のプロデュースやリノベーション事業を行っている。

■講演会②「農泊・民泊による地域活性化

～民泊市場の現状と将来展望～(仮題)」

現在、まちなかエリア活性化実行委員会によるさまざまなイベントや取り組みを実施しています。そのなかでも、「にぎわい作り」の視点のひとつとして観光客を迎え入れる体制整備が必要であることから、今回は、農泊・民泊の現状や将来性についての講演会を開催します。

日時 ● 3月1日(金) 午後6時30分～午後8時

講師 ● 株式会社百戦錬磨

代表取締役社長 上山康博 氏

【講師略歴】

KLab株式会社取締役事業本部長を経て、2007年に楽天トラベル株式会社執行役員就任。2012年に株式会社百戦錬磨を設立、同社代表取締役社長に就任。主な政府委員として、内閣官房歴史的資源を活用した専門家会議構成員、観光庁アドバイザーボード委員に就任している。

町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

株式会社美郷の大地の臨時職員を募集します

募集内容 ● ①薬用植物の試験栽培業務 2名

②ラベンダー園の栽培管理業務 1名

③堆肥の製造販売業務 1名

※部門ごとの繁閑や天候等により、一時的に兼任する場合があります。

資格等 ● 農作業や機械作業の経験があり、一般事務程度のパソコン操作ができる方

雇用期間 ● 4月1日(月)～2020年3月31日(火)

勤務時間 ● 1日8時間、週40時間以内

勤務場所 ● 美郷町堆肥センター(美郷町千屋字相長根)

ほか、部門による

時給 ● 800円

加入保険等 ● 雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

申込方法 ● 応募はハローワークを通じて行ってください。

申込期限 ● 3月18日(月)

申込 ● ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 ● 株式会社美郷の大地 ☎0187(85)2121

美郷町地域農業再生協議会の臨時職員を募集します

募集内容 ● 事務補助員 2名

業務内容 ● データ入力作業等

資格等 ● パソコン操作(Word、Excel)のできる方

雇用期間 ● 4月1日(月)～2020年3月31日(火)

勤務時間 ● 午前8時30分～午後5時15分

※1日7時間45分、週5日勤務

勤務場所 ● 美郷町役場農政課

時給 ● 780円(その他交通費支給)

加入保険等 ● 雇用保険、健康保険、厚生年金等

申込方法 ● 応募はハローワークを通じて行ってください。

申込期限 ● 2月28日(木)

申込 ● ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 ● 美郷町地域農業再生協議会(町農政課内)

☎0187(84)4908

大曲税務署からのお知らせ

平成30年分の確定申告と納税はお早めに!

大曲税務署では、下記のとおり確定申告書作成会場を開設します。開設時間内に申告書を作成できるよう、午後4時前の来場にご協力ください。

開設期間 ● 2月18日(月)～3月15日(金)

(土曜日・日曜日を除く)

開設時間 ● 午前9時～午後5時

※相談案内時間は午後4時まで

会場 ● 大曲税務署2階 会議室

確定申告期限および納付期限 ●

申告所得税、復興特別所得税、贈与税	3月15日(金)
消費税、地方消費税	4月1日(月)

※申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。納税には、便利で安全な口座振替をぜひご利用ください。

問 ● 大曲税務署 ☎0187(62)2191 ※音声案内2番
確定申告のご相談・ご質問は ※音声案内0番

ジェネリック医薬品差額通知書を送付します

ジェネリック医薬品とは、最初に開発された薬(新薬)の特許が切れたあと、同じ有効成分で作られた薬のことです。効果や効能は新薬と同等ですが、開発費が少ないため価格が安くなっています。

ジェネリック医薬品の使用を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

■通知の対象者

国民健康保険加入者で、ジェネリック医薬品に切り替えたときに、1カ月間のお薬代(自己負担額)が300円以上削減できる方

※毎年、2月と8月に通知しています。

町では、健康意識の向上と医療費削減のため、「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付しています。この機会に、ジェネリック医薬品の使用をぜひご検討ください。

問 ● 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907